

# 特別医療費助成制度の見直し案に係る再度の意見募集等の実施結果について

平成19年8月2日  
障害福祉課

## 1 パブリックコメントの応募状況

### (1) 意見募集内容

特別医療費助成制度の見直し（案）について

### (2) 意見募集期間

平成19年6月8日（金）～6月30日（土） ※意見受付は7月6日まで延長

### (3) 応募件数

受付件数112件（賛成意見12件、反対意見98件、その他2件）

## 2 意見交換会の実施状況

	東部会場（6月25日）	中部会場（6月29日）	西部会場（6月26日）
参加者数	84名	56名	80名

## 3 主な意見

### (1) 障害児・者の区分について

#### 【今回の見直し案に賛成】

##### ○見直し全般について

- ・低所得者への支援は必要だが、それ以外の者は応分の負担をするべき。

##### ○入院時食事療養費標準負担額の助成廃止について

- ・入院している精神障害者の方は、ほとんどが年金を受給している一方、食費を払っておらず、院外で生活をしている方との差がありすぎる。
- ・入院時の食事負担は、健康な時でも必要なので当然のことと受け止める。

#### 【今回の見直し案に反対】

##### ○見直し全般について

- ・障害があると民間の医療保険に入れない。
- ・年金以外に収入がなく、負担が増えると生活が出来なくなる。
- ・住民税増税などにより負担が増えている。
- ・通院すると交通費、入院するとおしめ代、付添い等の費用が必要。県外での受診が必要な場合もあり、さらに費用がかかる。
- ・透析患者は透析の期間が長くなれば、合併症の発症が多くなる。
- ・透析患者や精神障害の方だけ全額助成とするのは不公平。

##### ○所得制限の導入について

- ・所得制限の基準を引き上げてほしい。

##### ○一部負担金の導入について

- ・月額負担上限額を引き下げてほしい。
- ・障害者は病院に多くかかることがあり、課税世帯であっても負担が大きい。

##### ○入院時食事療養費標準負担額の助成廃止について

- ・病院での食事は治療食である。（例：糖尿病等の患者のカロリー制限の食事）
- ・障害者の夫婦の一方が入院した場合、家だけでなく病院でも余分に食費がかかる。
- ・食事療養費標準負担額について全額助成ができなければ、減額制度を設けてほしい。

**【その他】**

- ・精神保健福祉手帳2級の人も、本制度の対象としてほしい。
- ・財源の確保は、無駄と思われる事業の見直しで可能。
- ・生活保護にならないよう制度設計を求める。

**(2) 小児について**

**【今回の見直し案に賛成】**

- ・子育て家庭にとって大変助かる。

**【今回の見直し案に反対】**

- ・子育て家庭を支援するため、別の支援の必要な人たちの負担を増やすというのは矛盾。

**【その他】**

- ・無料にすると、救急でない時間外受診が増えて制度が崩壊する恐れがある。一部負担金を据え置いて小学校、中学校までに対象を広げてはどうか。
- ・入院時的一部負担金1,200円／日は負担が大きいので、障害の区分のように月額負担上限額をつくるよう見直してほしい。

**4 今後の対応**

パブリックコメントの意見を踏まえ、助成事業の実施主体である市町村と協議の上、鳥取県特別医療費助成条例の一部改正案を9月議会に提案する。